

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年11月11日付けの通知書で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、支給金額が少ないことなどを理由にして、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年7月19日	諮問
平成30年9月18日	審議（第25回第4部会）
平成30年10月15日	審議（第26回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

また、法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」としている。

- (2) 保護基準によれば、12月の保護費（基準生活費）の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされている（保護基準別表第1・第1章・1・(2)・ア）。期末一時扶助費は、12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して、越年資金として支給されるものである（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通

知) 問第 7 の 3 7 ・ 答)。なお、同通知は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく法の処理基準とされている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人について、平成 2 9 年 1 2 月 1 日を保護変更の決定日、保護変更の決定理由を「一時扶助支給 期末一時扶助計上」として、本件期末一時扶助費(1 3, 8 9 0 円)を 認定する旨の本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに従って適正になさ れており、違算も認められないことから、違法又は不当な点を認めるこ とはできない。

3 請求人は、上記(第 3)の理由により、本件処分の違法性又は不当性 を主張する。

しかし、本件処分は、請求人について、本件期末一時扶助費を認定す るものであるところ、本件処分は法令等の定めに基づき適正になされた ものと認められることは上記 2 のとおりである。

これに対し、請求人は、支給額の不足等を理由に本件処分を不服とし ているものと解されるが、本件処分が法令等に則った措置であること は、上記(1・(2)及び 2)に示したとおりである。

その他、請求人は、処分庁職員の請求人に対する対応等が不当である 旨をるる主張するが、本件処分とは直接の関係がないものである。

したがって、本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解 釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われて いるものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美